

風水害土砂災害対策

(1) 気象警報、注意報等発表時の教育活動の実施基準

ア 平常時の対策

- 立地環境と災害予測(各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記)
- 気象情報の収集(静岡地方気象台HP/サイポスレーダー/静岡県地理情報システム 等)
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- 初動体制の確立
- 連絡体制の確立(教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関)

イ 教育活動の実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常 授業	<input type="checkbox"/> 安全に登校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
警 報	暴風	授業 中止	<input type="checkbox"/> 午前6時の時点で掛川市または居住市町に警報が発表されている場合は午前11時まで自宅待機 <input type="checkbox"/> 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 <input type="checkbox"/> 午前11時の時点で警報が解除されている場合は安全に登校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	<input type="checkbox"/> 安全に登校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機) <input type="checkbox"/> 市町から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は、学校に連絡の上自宅待機または、休校
	その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	<input type="checkbox"/> 安全に登校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機) 市町から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は、学校に連絡の上自宅待機または、休校

※特別警報については、次頁を参照

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんぎゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
危険な場所から避難  
しましょう。

ウ 特別警報発表時における対応（平成27年2月27日付教総健第558号）

種 類	対 応	
気 象 等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津 波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地 震 動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
<p><b>（対応方針）</b></p> <p>「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。</p> <p>生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。</p> <p>その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。</p>		